

7月5日までに申請手続きを！ 年金生活者等支援 臨時福祉給付金

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請は、7月5日(火)が期限です。

対象となる可能性がある人には4月上旬に申請書類などを郵送しましたので、該当する人は申請手続きしてください。

対象者

基準日(平成27年1月1日)に大垣市に住民票があり、平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人のうち、平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)。

ただし、平成27年度の市民税(均等割)が課税される人に扶養されている人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません。

なお、基準日の翌日以降に転入された人は、基準日に住民票があった市町村が申請窓口になります。

支給額

給付対象者1人につき3万円を支給します。

受付場所

市民会館2階大会議室3の専用受付窓口で、水曜日を除く平日の午前8時30分～午後5時に受け付けます。

※4月16・17日の土・日曜日に臨時受付を行います

※期間中、市役所本庁舎には申請会場を設けていません

問合せ

臨時福祉給付金専用コールセンター(☎47-7953)へ。

7月5日(火)までの平日 午前8時30分～午後5時15分 ※4月17日までは土・日曜日も対応

受け取り
ましたか？

マイナンバー通知カード
個人番号カード

●マイナンバー通知カードの受け取り

郵便配達できなかった通知カードは、現在、市が保管しています。まだ受け取っていない人は、市で保管されていることを窓口サービス課で確認のうえ、下記の本人確認書類を持参し、窓口で受け取ってください。なお、通知カードの保管期限は、市に返戻後6か月間です。

【本人確認書類】

- ・官公庁発行で顔写真付きの書類(原本)の場合、1点(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住基カード、在留カードなど)
- ・顔写真なしの書類(原本)の場合、2点(健康保険証、介護保険証、年金手帳、預金通帳、学生証など)

●個人番号カードの受け取り

個人番号カードの申請をした人に、市から交付通知書を封書で郵送します。受け取りは、原則として申請した本人のみです。通知書が届いたら、必要書類を持参のうえ、窓口までお越しください。

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------|
| 交付場所 | 市役所1階1-4、1-5会議室内 交付窓口 |
| 開設日時 | 平日：午前8時30分～午後5時15分 土日：午前10時～午後4時(第3土曜日とその翌日、祝日は除く。土日の開設は5月末まで。) |
| 問合せ | 窓口サービス課(☎47-8764)へ |

「振り込み詐欺」
などにご注意を

給付金の支給に関して、市や厚生労働省などが、ATMの操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。市職員などを装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」には、ご注意ください。



市内企業
事業者の
皆さんへ

市は、地域産業の発展・活性化を図るため企業支援制度を設けています。この4月からは、新たな支援制度も設けました。詳しくは、産業振興室(☎47-8609)へ。

▶▶▶設備投資奨励金◀◀◀

| 対象施設 | 対象業種 | 初期投下固定資産額 |
|-------------------------|-------------|-------------------------------------------------|
| 既存の工場・事業所に生産設備を設置 | 製造業 | 2,000万円以上 |
| 助成額 | 上限額 | ※工場などの新設・増設・移設の場合、工場等設置奨励金、雇用促進奨励金の対象となる場合があります |
| 新規設置固定資産にかかる評価額の100分の10 | 200万円(1年限り) | |

▶▶▶経営基盤強化、販路開拓・拡大、人材育成、起業・創業◀◀◀

| 事業名 | 高付加価値化支援(新設) | WEBサイト構築支援 | ビジネスマッチング促進支援 |
|------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象業種 | 市内製造業(企業・事業者) | 市内製造業(企業・事業者) | 市内企業、事業者 |
| 助成対象 | ①事業継続計画(BCP)策定のコンサルティング費用 ②ISO等認証の初回審査登録料、コンサルティング費用 ※申請年度内に策定、認証取得ができるものに限る | 初めて自社の日本語版・外国語版ホームページを制作する費用(委託料) | 岐阜県外(国内)で開催される企業展示会などの出展料 ※主催者が提供する募集小間が80小間以上に限る |
| 補助金 | 助成対象経費の2分の1 1企業・事業所上限40万円 ①または②の費用を選択 | 助成対象経費の2分の1 日本語版・外国語版ともに1企業・事業所 上限16万円(1か国語上限8万円) | 1企業・事業所上限8万円 |
| 事業名 | ものづくり技能スキルアップ支援(新設) | ITスキルアップ支援 | ソフトピアジャパンエリア 小規模事業所入居支援(拡充) |
| 対象業種 | 市内製造業(企業・事業者) | 市内企業、事業者 | 市内情報通信関連業(企業・事業者) |
| 助成対象 | 東海職業能力開発大学校、ポリテクセンター岐阜が実施する能力開発セミナーの受講料 | (公財)ソフトピアジャパンが実施するIT研修講座料 | 当該エリアでの起業・創業時の費用 ①設立登記、②広告宣伝、③設備・備品購入費 ④入居移転費用 ※④は東京23区内からの移転に限る |
| 補助金 | 助成対象経費の2分の1 1企業・事業所上限年度内8万円 | 助成対象経費の2分の1 1企業・事業所上限年度内8万円 | 助成対象経費の2分の1 【入居面積100㎡以上】上限20万円 【入居面積100㎡以内】上限16万円 ①～③の費用のうち2つを選択 ※④は入居面積にかかわらず上限5万円 |

企業支援制度をご利用ください

情報関連企業などが集積する

